

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に基づき役員、評議員の報酬並びにその支給基準、費用の支給基準に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、用語は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、理事長及び常勤役員に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は年額として、評議員会において決定する。
- 3 理事長以外の非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 前条の報酬等は、毎月21日に支給する。支給日が金融機関休業日の場合は、最も近い金融機関営業日に支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の就任は、月額報酬を該当月の日数（土・日曜日、祝祭日除く）で除した額に就任日から月末までの日数を乗じて得た額とする。

- 2 退任（死亡含む）したときは、該当月の月額とする。

(通勤手当)

第6条 理事長及び常勤役員には、通勤に要する費用を支給することができる。

- 2 支給方法は、第4条に規定する方法による。

(費用の弁償)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。

(役員退任給与金)

第8条 理事、監事、評議員に対する役員退任給与金は支給しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則 この規定の改定は、平成29年4月17日から施行する。

附則 この規程は、公益法人の認定を受けた日（令和3年4月1日）から施行